

仕様書

1. 委託業務名 小松市通所バス運行管理業務①松東こども園通所バス
小松市通所バス運行管理業務②れいんぼうキッズ号(単価契約)

2. 委託期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日まで

3. 委託業務の範囲

- (1) 運行管理車両の運転
- (2) 車両の給油、清掃、点検等
- (3) 事故処理に関する業務
- (4) その他運行管理車両の管理及び整備に係る事項

4. 経費の負担

上記委託に要する経費の負担については、下記に定めるもの(受託者の責による場合を除く)を除き、受託者の負担とする。

- (1) 経年劣化や災害等に伴う車両修理費
- (2) 燃料費、充電整備にかかる電気料
- (3) タイヤ購入費
- (4) 油脂消耗品費
- (5) 定期点検手数料及び整備費
- (6) 自動車継続検査時の手数料及び自動車継続検査整備費

5. 運行管理車両

小松市所有の車両

・松東こども園通所バス

(車種 トヨタ・登録番号 石川200さ1409・令和2年式 定員 4+18／1.5人)

・れいんぼうキッズ号

(車種 トヨタ・登録番号 石川200さ1367・平成31年式 定員 3+39／1.5人)

6. 運行予定日数等

・松東こども園通所バス

月 22 日程度(平日)

(1) 日当りの基本運行管理時間:4時間程度

(行き:2時間(午前7時30分～9時30分)前後、帰り:2時間(午後15時～17時前後))

※利用状況によって変動あり

※点検、清掃業務含まず

(2) 運行範囲:市内一円(利用者の住居により決定)

(3) 運行経費(人件費)の他、任意保険料は受託者負担となるので、見積金額の算定にあたり留意すること。

・れいんぼうキッズ号

年 99 回程度(平日) 297時間

(1) 日当りの基本運行管理時間:3時間程度

※毎月変動あり

※参考:R6実績(年間80日、1日概ね3時間)

※点検、清掃業務含まず

(2) 運行範囲:市内又は近隣市(毎月の利用者の希望により決定)

(3) 運行経費(人件費)の他、任意保険料は受託者負担となるので、見積金額の算定にあたり留意すること。

(4) 運行業務においては、1時間あたりの単価で算出すること。

※運行日数(時間)は運行を確約するものではありません。

7. 車両保管場所

・松東こども園通所バス:松東こども園

・れいんぼうキッズ号:小松市役所内

8. 車両運行

(1)受託者は小松市の指示に基づき車両の運行管理を実施するものとする。

(2)運行計画は少なくとも10日前に小松市から受託者に連絡し、打ち合わせを行うものとする。

(3)運行コース等の変更が生じた場合の委託料の取扱いは、小松市と受託者との協議の上定めることとする。

(4)運転者は、下記に定める用件を備える者とする。

①自動車の運転経験の期間が通算して3年以上であること。

②バスの運転に支障がないよう、健康状態が良好であること。

9. 管理記録

受託者は車両点検表及び運行管理報告書を作成し、小松市及び運行管理責任者に対し報告することとする。

10. 実績報告及び委託料の請求

受託者は翌月10日までに1か月毎の運行実績報告書の提出及び委託料の請求を行うものとする。

11. 委託料の算定

(1)松東こども園通所バスについては毎月の定額とし、実運行時間に対して委託料に過不足が生じた場合でも、その清算は行わないものとする。

(2)れいんぼうキッズ号については運行業務1時間当たりの金額(待機時間を含む)を設定し、受託者からの運行実績報告書に基づき毎月実績払いとする。

12. 支払方法

受託者は1か月分の委託料を運行実績報告書に添えて請求する。小松市は審査の上請求を受理し30日以内に受託者へ支払う。

13. 事故の責任範囲

(1)受託者は委託業務の遂行中に事故等が発生した場合は、直ちにその内容を小松市に報告することとする。

(2)受託者が、委託業務の遂行中に発生した事故等においては、受託者が自らの責任において一切

を解決をすることとする。

(3)受託者は前号の損害賠償を行うため、下記に定める自動車保険契約に加入すること。

対人賠償:無制限

対物賠償:無制限

搭乗者障害:1人 1,000万円(乗車定員数)

無保険者障害:2億円

14. 契約の解除

受託者の責に帰する重大な過失が発生した場合は、小松市は契約解除をすることができる。この場合、受託者は契約解除に伴う損害が発生しても、小松市に損害を求めることができない。

15. 準備行為

バス運行管理を円滑かつ支障なく開始するため、旧受託者との引継ぎはすべて受託者が行い、運行経路、事務処理の確認等を事前にを行うこと。また、委託期間完了前には、次の受託者との引継ぎも行うこと。

なお、業務開始までに要する経費については、受託者負担とする。

16. その他

(1)受託者は、職務中利用者の利便及び安全に対して誠意ある態度をもってあたるものとする。

(2)受託者は、運行開始までに、運転者の運転免許の写し(表裏)を小松市に提出すること。

(3)受託者は、任意保険に加入後、当該保険証券の写しを小松市に提出すること。

(4)受託者は、運行開始前に運転員の健康状態を確認するとともに、運転員の呼気をアルコール検知器により検査すること。

(5)本仕様書に記載の他に協議すべき事項がある場合は、小松市と協議の上決定する。

(6)入札に際しては、別紙入札書を使用すること。